

深川市農業委員会総会議事録
(第 1 1 回)

令和4年2月25日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 2 7 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛		○
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第11回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和4年2月25日（金）10時00分 |
| 2 開催場所 | デ・アイ2F研修室 |
| 3 出席委員 | 栗野良寛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

それでは只今から、令和3年度第11回深川市農業委員会総会を開催いたします。五十嵐委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

もうすぐ3月になるということで、雪解けも進んでいるように見えますが、漸く春に向かっていくのかなと思います。怪我などには気を付けていただきたいと思います。

最近、情勢が賑わしくなっておりまして、このままでは原油の価格も下がらないのではと思っております、経済的にも厳しくなると思っております。先行きに対する不安もありますけれど、世界情勢が混沌とすればするほど、経済安全保障という観点から、食料の国内自給といった点が議論されれば良いと思っております。また、新型コロナウイルスの感染状況についても、中々収まらない状況ですが、感染しないよう気を付けなければと考えております。

それでは、ご審議のほど宜しくお願いします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。14番 中川委員、15番 大川委員を指名します。

菊入会長

次に日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告願います。

宮谷局長

それでは私から、1月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書をもって報告とさせていただきます。なお、2月4日に開催しました農地農事相談会の、詳細な報告を2枚目に添付しております。

以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農政特別委員会開催結果報告を中川委員長より報告願います。

中川委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

ここで農業委員会総会を暫時休憩します。

（協議会 10時 3分から 10時12分まで）

菊入会長

農業委員会総会を再開します。

菊入会長

説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長

それでは質疑なし、ということですので報告のとおり承認します。

菊入会長	<p>日程第4、報告に入ります。報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は31件で、番号1番から14番が賃貸借に係るあっせん申し出、番号15番以降が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から24番が、令和4年2月1日、番号25番から31番が令和4年2月15日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第1号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第2号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>日程第5、議案に入ります。</p>
菊入会長	<p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いします。今月は11件で、番号1番から3番は借主の経営移譲のための解約、番号4番、7番、8番は借主の経営合理化のための解約、番号5番は貸主が売買するための解約、番号6番は、貸主の経営拡大のための解約、番号9番から11番は、貸主が売買するための解約で、貸付地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号4番で中川委員、番号6番で清水義博委員の議事参与を制限します。それでは質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>

菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。
佐藤主任	<p>ご説明いたします。記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は4件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が所有する農地を経営拡大を図る受け手に贈与するものです。番号2番は、譲渡人が所有する農地を経営主である息子に贈与する、世帯内での権利移転の申請になります。番号3番は、譲渡人が個人での営農を一時休止するため、法人へ賃貸借するもので期間は5年間となっております。番号4番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は20年間となっております。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は7件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この7件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入する予定になっております。買入協議に係る農用地の所在、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
河崎主任	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集

積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いいたします。今月は35件で、番号1番から17番が売買の案件、番号18番から35番が賃貸借の案件です。番号1番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応はL資金です。番号2番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号3番は、合意解約により返還された農地及び残地を、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号4番は、出し手が離れ地を処分し経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号5番及び6番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はいずれもL資金です。番号7番から9番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はいずれも自己資金です。

番号10番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号11番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号12番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号13番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応はL資金です。番号14番から17番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手理由としましては、合意解約等により返還された農地を処分するためです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号18番以降は、賃貸借の案件です。番号18番及び19番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号20番から22番は、出し手が労働力不足により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号23番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号24番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号25番及び26番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号27番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号28番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号29番及び30番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号31番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号32番及び33番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号34番及び35番は、農地中間管理事業による賃貸借となっております。番号34番は、出し手が返還地を貸し付けるため、農地中間管理事業に参加するもので、農地中間管理機構である北海道農業公社に10年間貸し付けるものです。番号35番は、受け手が経営拡大のため農地中間管理事業に参加するもので、農地中間管理機構である北海道農業公社から10年間借り入れるものです。これら中間管理事業に関する案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に規定された農用地利用配分計画によらない賃借権の設定案件となっており、農用地利用集積計画により出し手から機構、機構から受け手への賃貸が一括されたものとなっております。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております。これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。

説明は以上です。

菊入会長

説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号6番で清水義博委員、番号13番で山崎委員の議事参与を制限します。それでは質疑はございませんか。

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事は全て終わりましたので、令和3年度第11回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時27分)</p>